項目		
名称		浜坂港東防波堤灯台
位置	所在地	兵庫県浜坂港（東防波堤外端）
	北緯	三五―三七―五七
	東経	一三四―二六―三四
変更した事項	名称	浜坂港東外防波堤灯台
	位置 所在地	兵庫県浜坂港(東外防波堤西端)
	北緯	三五―三八―〇二
	東経	一三四―二六―三九
	高さ	地上から構造物の頂部まで八・四メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日		平成二十三年十一月十六日

項目		
名称		筒石港北防波堤灯台
位置	所在地	新潟県糸魚川市（筒石港北防波堤外端）
	北緯	三七―〇八―一一
	東経	一三八―〇二―五九
	光度	閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
	光達距離	閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
	高さ	地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで一六メートル
変更年月日		平成二十三年十一月十六日

項目		
名称		薩摩瀬灯標
位置	所在地	熊本県上天草市（下大戸ノ鼻灯台の北方約一・九キロメートル）
	北緯	三二―三二―四五
	東経	一三〇―二七―一九
変更した事項	光度	実効光度二五カンデラ
	光達距離	三・五海里
	高さ	地上から構造物の頂部まで八・一メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日		平成二十三年十一月十六日

公　　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

　次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第３０２号
　茨城県牛久市さくら台３丁目19番地５
　債務者　日野原　学
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三輪　和夫
4　破産債権の届出期間　平成24年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第７９号
　山梨県南都留郡山中湖村山中811番地
　債務者　羽田　順一
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　昌幸
4　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
　山梨県南都留郡山中湖村山中865番地の187
　債務者　羽田　　誠
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　昌幸
4　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
　山梨県南都留郡山中湖村山中865番地の418
　債務者　羽田　伸司
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　昌幸
4　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第７２２号
　岡山市北区原1154番地２
　債務者　津島　康男
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　周東　秀成
4　破産債権の届出期間　平成24年２月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月23日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９５号
　福岡県京都郡みやこ町勝山松田997番地10
　債務者　堀本　和夫
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　晴一
4　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月８日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
　福岡県京都郡みやこ町勝山松田997番地10
　債務者　堀本　英子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　晴一
4　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
　岩手県下閉伊郡山田町織笠第14地割４番地15
　債務者　福士壽美子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横道二三男
4　破産債権の届出期間　平成24年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第３２号
　岩手県下閉伊郡山田町織笠第14地割４番地15
　債務者　福士　芳治
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横道二三男
4　破産債権の届出期間　平成24年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第２０１号
　福島県郡山市大槻町字下町東16番地の６
　債務者　遠藤　春美
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　崇史
4　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月８日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第４０４号
　群馬県安中市板鼻769番地４
　債務者　栗原　　寛
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舟木　　諒
4　破産債権の届出期間　平成24年２月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月28日午前10時５分
6　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部